

令和4年度

京都府商工労働観光部の概要

京都府商工労働観光部



# I 商工労働観光行政の執行体制

## 1 商工労働観光部の組織

### 【知事部局】

〈本庁〉 (〒602-8570) 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

### [商工労働観光部]

産業労働総務課	総務係	(075-414-4818)
	経理係	(075-414-4817)
	企画調整係	(075-414-4819)

中小企業総合支援課	金融・経営支援係	(075-414-4826)
	商業支援係	(075-414-4826)

〈中小企業応援センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター4階)  
(075-366-4357)

〈商店街創生センター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター4階)  
(075-342-0303)

ものづくり振興課	中小企業育成係	(075-414-5103)
	地域産業戦略係	(075-414-4852)
	特区・イノベーション推進係	(075-414-4849)
	スタートアップ支援係	(075-414-5103)

染織・工芸課	染織係	(075-414-4856)
	工芸係	(075-414-4869)
	産地再構築推進係	(075-414-4856)

産業立地課	調整係	(075-414-4848)
	産業立地係	(075-414-4848)

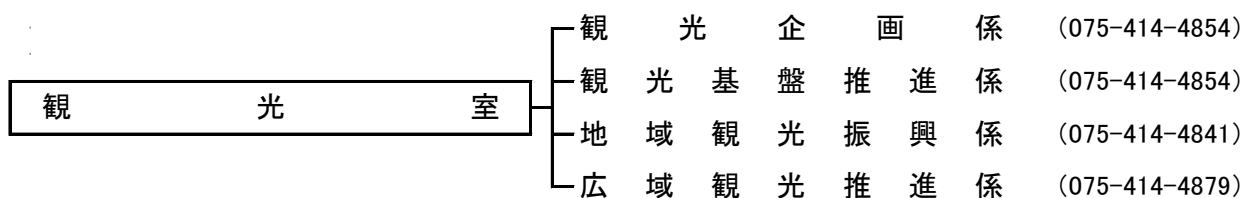
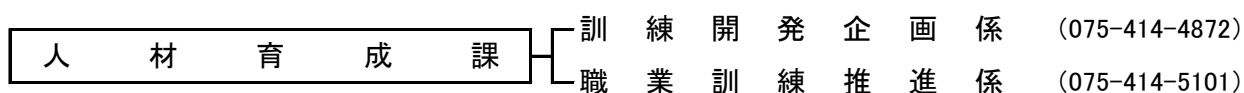
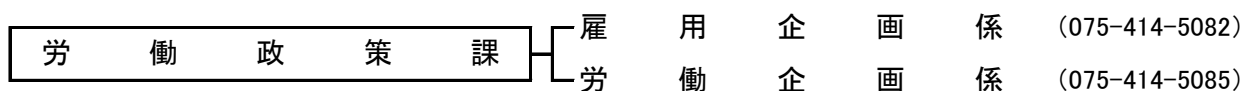
経済交流課	港湾経済係	(075-414-4844)
	海外ビジネス支援係	(075-414-4840)
	京都舞鶴港振興係	(0773-75-1317)

〈京都海外ビジネスセンター〉(〒600-8009)京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地(京都経済センター3階)  
(075-366-4364)

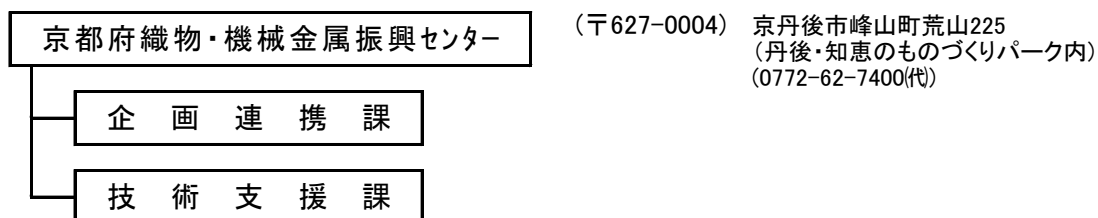
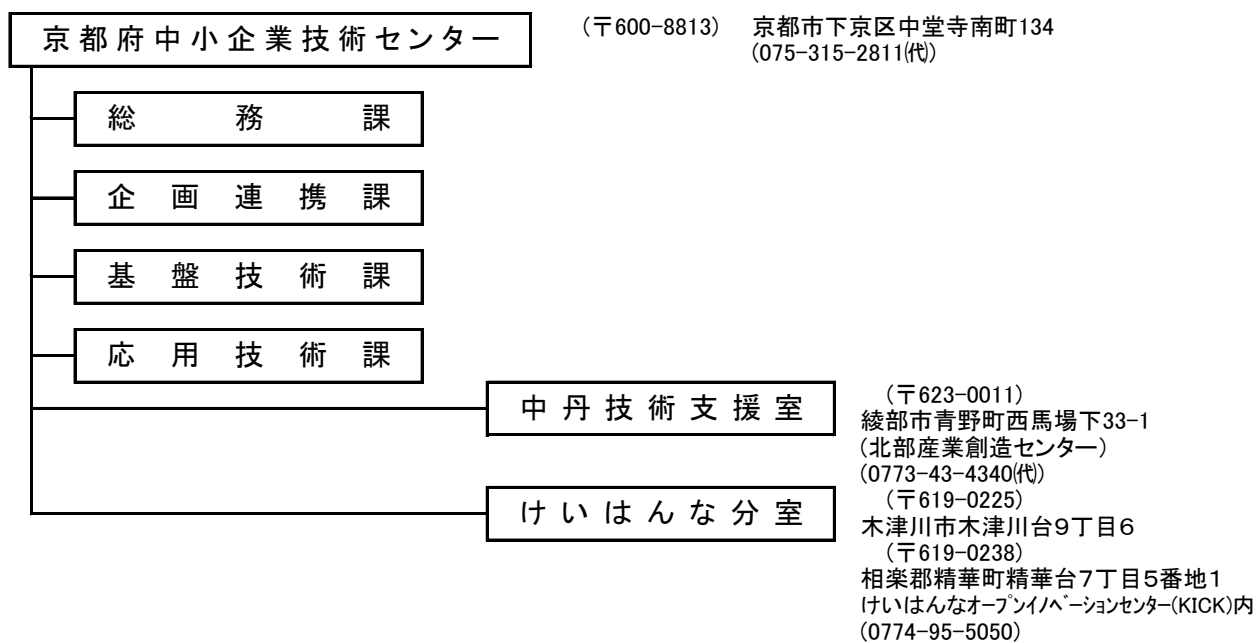
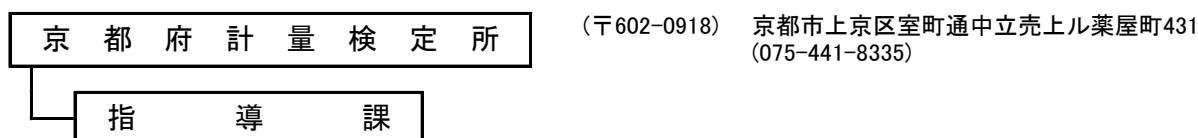
文化学術研究都市推進課	計画推進係	(075-414-5194)
	景観・整備係	(075-414-5196)

雇用推進室	雇用推進係	(075-682-8912)
	ダイバーシティ雇用推進係	(075-682-8918)
	北部ジョブパーク係	(0773-22-3857)

(〒601-8047) 京都市南区東九条下殿田町70(京都テルサ内)  
(北京都ジョブパーク)(〒620-0045)福知山市駅前町400(市民交流プラザふくちやま内)

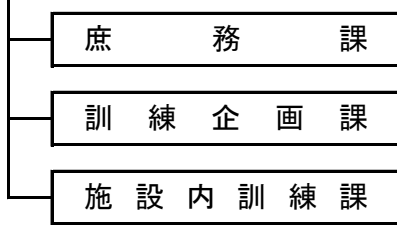


<地域機関>



京都府立京都高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3  
(075-642-4451代)



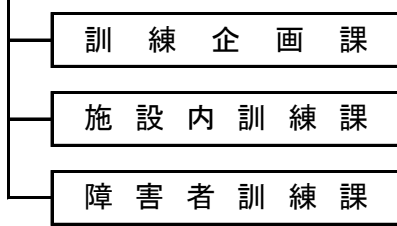
京都府立陶工高等技術専門校

(〒605-0924) 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町17-2  
(075-561-2943代)



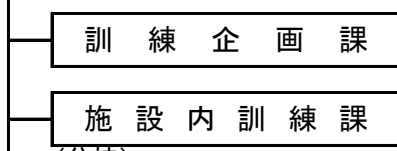
京都府立福知山高等技術専門校

(〒620-0813) 福知山市南平野町90  
(0773-27-6212代)



京都府立京都障害者高等技術専門校

(〒612-8416) 京都市伏見区竹田流池町121-3  
(075-642-1510代)



(分校)

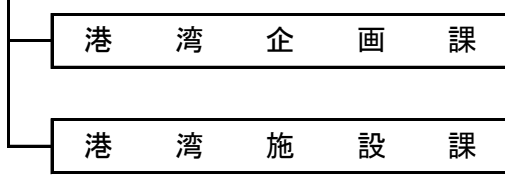
京都府立城陽障害者高等技術専門校

(〒610-0113) 城陽市中芦原59  
(0774-54-3600代)

[商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

港湾局

(〒624-0945) 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階

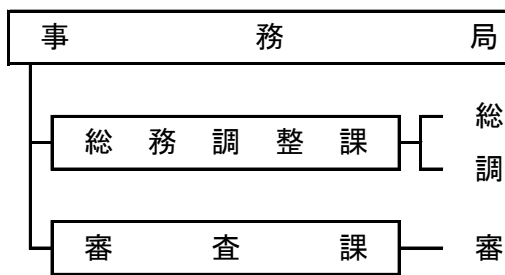


調整係	係	(0773-75-0192)
		(0773-75-0192)
管理係	係	(0773-75-1174)
		(0773-75-1174)

<行政委員会>

労働委員会

(〒602-8054) 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町  
104-2 京都府庁西別館内



総務調整係	係	(075-414-5732)
		(075-414-5733)
審査係	係	(075-414-5735)

<その他>

観光戦略総合推進本部

本 部 会 議	
本 部 長	知事
副 本 部 長	山下副知事、鈴木副知事
コ ア メ ン バ	企画理事、文化スポーツ部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長、教育庁教育次長
支 援 メ ン バ	知事室長、危機管理部長、総務部長、政策企画部長、府民環境部長、健康福祉部長
地 域 メ ン バ	各広域振興局長
( 事 務 局 長 )	( 観光政策監 )

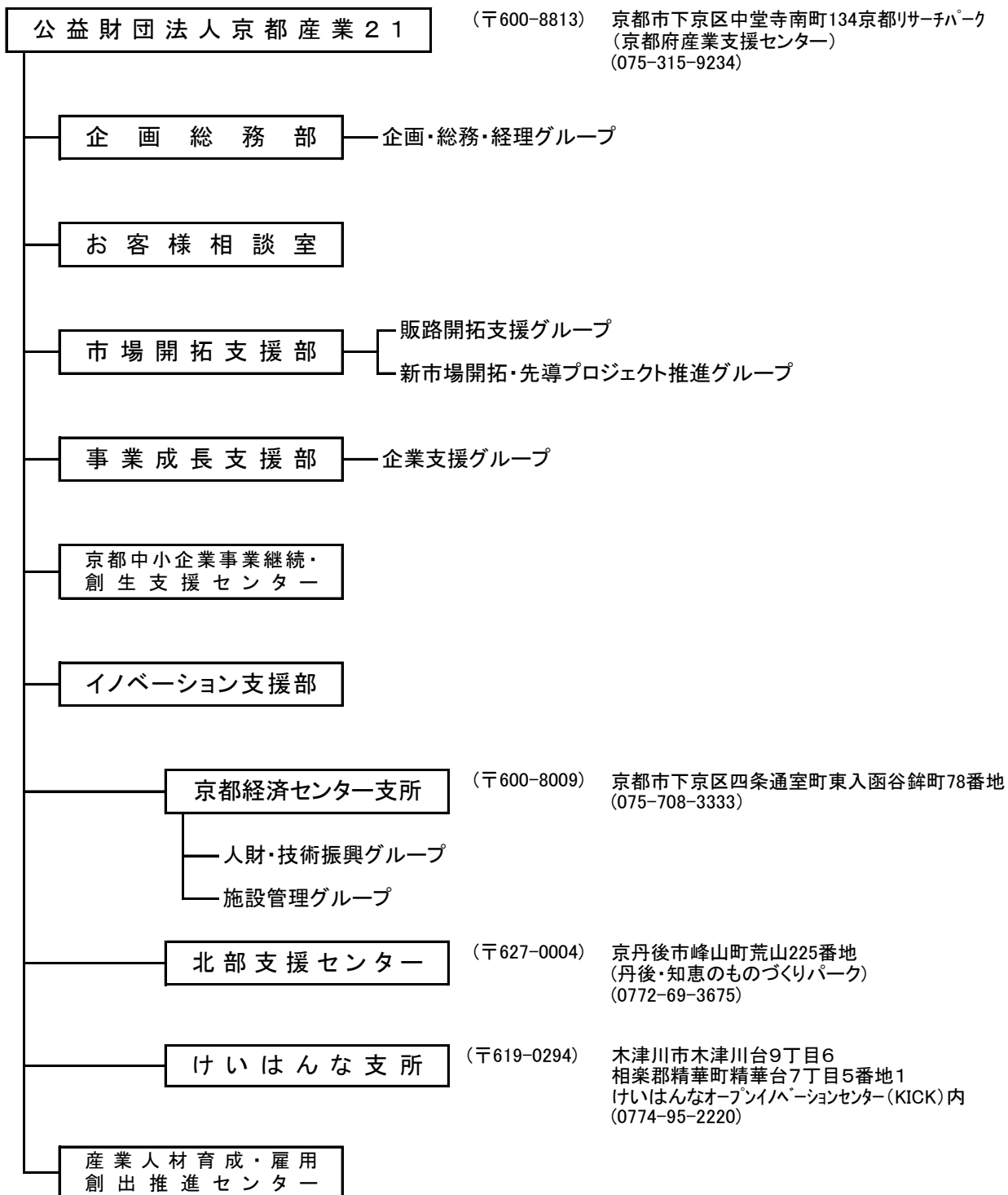
<p>もうひとつの京都プロジェクトチーム</p> <p>リーダー: 鈴木副知事                  構成員: 関係部局副部長                  事務局: 地域政策室</p>	<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 観光政策監                  幹事: 関係課長                  事務局: 観光室</p>
---	--

子育て環境日本一推進本部

本 部 会 議	
本 部 長	知事
副 本 部 長	山下副知事
本 部 員	各広域振興局長、企画理事、総務部長、政策企画部長、府民環境部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、建設交通部長、教育長、警察本部長

<p>幹 事 会 議</p> <p>幹事長: 総合政策室長                  幹事: 関係課長、各広域振興局地域連携・振興部長、各保健所長                  事務局: 総合政策室</p>
---



## 2 商工労働観光部の事務分掌

### 【知事部局】

#### [商工労働観光部]

##### 《雇用推進室》

- (1) 雇用施策及び就業支援施策の推進に関すること。
- (2) 中小企業労働対策に関すること。
- (3) 高齢者及び障害者の雇用に関すること。
- (4) その他雇用に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

##### 《観光室》

- (1) 観光施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 宿泊施設等の観光客の受入環境の整備に関すること。
- (3) 旅行業に関すること。
- (4) 観光統計に関すること。
- (5) 府内各地域の観光振興に関すること。
- (6) 広域観光及びMICEの振興に関すること。
- (7) その他観光に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

##### 《産業労働総務課》

- (1) 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業別振興の企画に関すること。
- (3) 企業の基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) 計量検定所、中小企業技術センター及び織物・機械金属振興センターに関すること。
- (6) 部内の人事及び組織に関すること。
- (7) 部に属する予算の経理に関すること。
- (8) 部の広聴及び広報の総括に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属さないこと。

##### 《中小企業総合支援課》

- (1) 商工業の金融に関すること。
- (2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会の育成強化に関すること。
- (3) 中小企業団体及び中小企業団体中央会等の育成強化に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 商店街等小売商業及びサービス業の振興及び指導に関すること。
- (6) 大規模小売店舗及び商業に関すること。

##### 《ものづくり振興課》

- (1) ものづくり産業(染織・工芸課の主管に属するものを除く。)の振興及び支援に関すること。
- (2) 中小企業の経営の安定及び成長支援に関すること。
- (3) 創業及びスタートアップの支援に関すること。
- (4) IT、試作、環境、健康及び映画・映像に関する産業その他の新産業の振興及び支援に関すること。
- (5) 産学公連携による産業及び人材の育成の推進に関すること。
- (6) 北中部地域の産業振興に関すること。
- (7) 南部地域及び関西文化学術研究都市の産業振興に関すること。
- (8) 国家戦略特別区域等における施策の推進に関すること。



- (9) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関する事。

#### 《染織・工芸課》

- (1) 染織業の振興及び支援に関する事。
- (2) 工芸の振興及び支援に関する事。
- (3) 生活文化関連産業の振興及び支援に関する事。

#### 《産業立地課》

- (1) 産業立地の促進に関する事。
- (2) 砂利採取業、採石業及び鉱業に関する事。
- (3) 府営工業団地等に関する事。

#### 《経済交流課》

- (1) 貿易の振興及び支援に関する事。
- (2) 外国企業との経済交流の振興及び支援に関する事。
- (3) 外国企業誘致の促進に関する事。
- (4) 港湾を活用した物流及び旅客に関する事。
- (5) その他貿易に関する事。

#### 《文化学研究都市推進課》

- (1) 文化学研究都市建設計画の総合調整に関する事。
- (2) 文化学研究都市の土地利用計画に係る調整に関する事。
- (3) 文化学研究都市における関連公共施設の整備（他課の主管に属するものを除く。）に係る調整に関する事。
- (4) その他文化学研究都市の整備等（他課の主管に属するものを除く。）に関する事。

#### 《労働政策課》

- (1) 労働政策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 多様な働き方の推進に関する事。
- (3) 労働組合に関する事。
- (4) 労働委員会に関する事。
- (5) 労働相談、労働者の福祉及び労働教育に関する事。
- (6) その他労働に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

#### 《人材育成課》

- (1) 人材育成政策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 職業能力開発及び職業訓練に関する事。
- (3) 技能検定に関する事。
- (4) 職業訓練指導員の免許に関する事。
- (5) 高等技術専門校に関する事。

#### [商工労働観光部及び建設交通部の共管組織]

#### 《港湾企画課（港湾局）》

- (1) 港湾施策の企画、総合調整及び推進に関する事。
- (2) 運河及び公有水面埋立てに関する事。
- (3) 港湾統計調査員に関する事。

#### 《港湾施設課（港湾局）》

- (1) 港湾の長寿命化の推進及び規制に関すること。
- (2) 港湾関係労務者の厚生福利に関すること。
- (3) 港湾に関する調査研究に関すること。

#### 【地域機関】

##### 《京都府計量検定所》

- (1) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (2) 指定定期検査機関に関すること。
- (3) 特定計量器の製造、修理及び販売の届出に関すること。
- (4) 特定計量器の検定及び装置検査に関すること。
- (5) 指定製造事業者に関すること。
- (6) 基準器検査に関すること。
- (7) 計量証明の事業に関すること。
- (8) 指定計量証明検査機関に関すること。
- (9) 適正計量管理事業所に関すること。
- (10) 特定計量器及び商品量目の指導並びに立入検査に関すること。
- (11) 計量の普及推進に関すること。
- (12) その他適正な計量の実施の確保に関すること。

##### 《京都府中小企業技術センター》

- (1) 産業技術支援の総括に関すること。
- (2) 産業技術の調査、分析及び情報提供に関すること。
- (3) 産学公連携推進に関すること。
- (4) 産業デザインの相談及び支援に関すること。
- (5) 設計計測、材料評価、化学分析、電気通信、食品バイオ、表面構造等に関すること。
- (6) 関西文化学術研究都市立地研究機関との共同研究及び技術移転に関すること。
- (7) その他産業の振興発展に関すること。

##### 《京都府織物・機械金属振興センター》

- (1) 染織業、機械金属業等に関する技術の調査、試験、研究、分析、測定及び検査に関すること。
- (2) 意匠の改善及び試作に関すること。
- (3) 染織業、機械金属業等の技術相談、支援及び普及に関すること。
- (4) 染織業、機械金属業等の管理者及び技術者の研修に関すること。
- (5) その他染織業、機械金属業等の振興発展に関すること。

##### 《京都府立高等技術専門校》

- (1) 普通職業訓練に関すること。
- (2) 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関すること。
- (3) その他職業能力開発に係る必要な業務に関すること。

**【行政委員会】**

**≪労働委員会事務局≫**

- (1) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (2) 個別労働関係紛争のあっせんに関すること。
- (3) 労働争議の実情調査に関すること。
- (4) 公益事業に関する争議行為の予告通知に関すること。
- (5) 不当労働行為に関する調査、審問、決定及び命令に関すること。
- (6) 不当労働行為に関する再調査及び訴訟に関すること。
- (7) 労働組合の資格審査に関すること。

## II 令和4年度京都府予算の概要

### 1 令和4年度 京都府当初予算（令和3年度2月補正予算を含む）の概要

令和4年度当初予算については、政策的な新規事業は最小限にとどめ、骨格的予算として編成。中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、オミクロン株の感染急拡大による外食や旅行に関する消費の抑制、世界的な電子部品の供給不足、燃料・原材料価格の高騰、サプライチェーンの混乱など、予断を許さない状況が続いている。消費者ニーズの変化に伴う需要の減退や担い手不足といった従来の課題についても、引き続き厳しい状況にあることから、経営改善や事業継続に向けた切れ目ない支援を実施する。

国の補正予算も積極的に活用するため、令和3年度2月補正予算と一体的に14か月予算として編成。

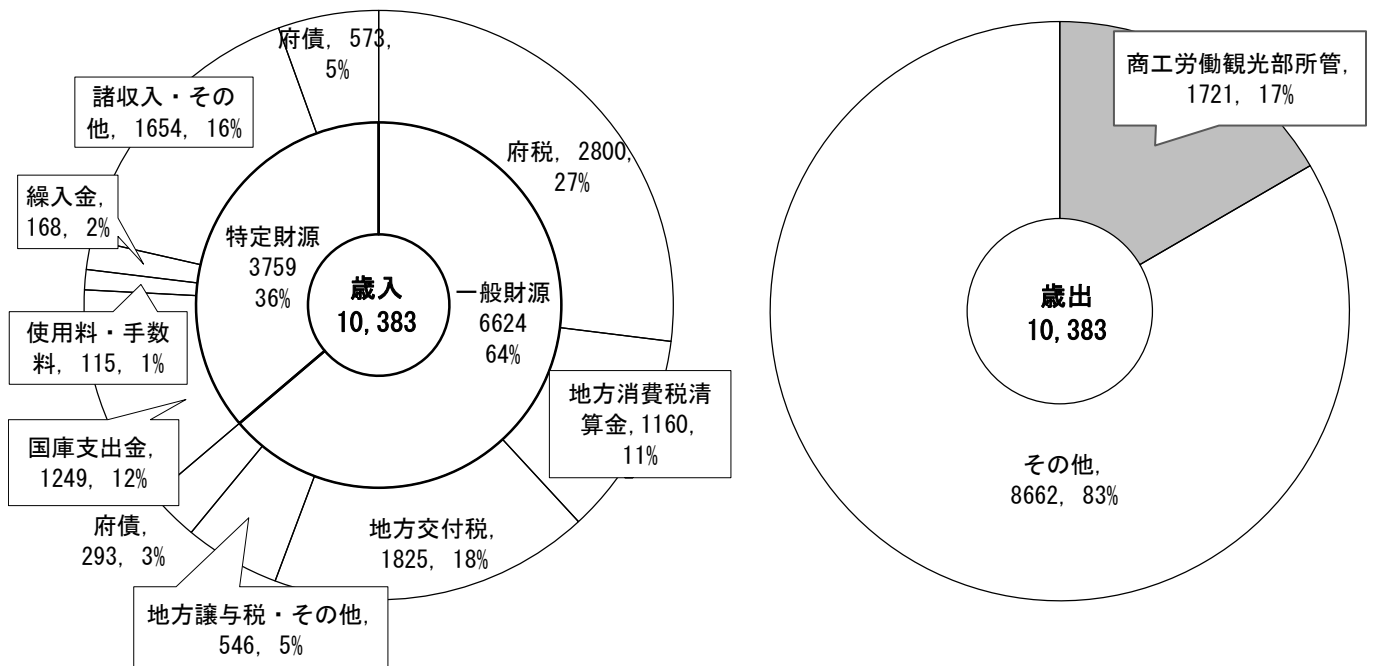
#### ◆令和4年度当初予算等の主な項目

- 命・暮らし・事業を守るコロナ対策
- 府民の安心・安全対策
- 子育て・教育環境の充実
- 文化振興と魅力ある地域づくり

#### 【令和4年度京都府及び商工労働観光部予算の概要】

区分		令和4年度予算 (当初予算)	令和3年度 2月補正予算	令和3年度予算 (当初予算)
京都府	一般会計	1兆382億7,200万円	465億4,200万円	1兆350億7,900万円
	特別会計	5,722億4,900万円	—	5,224億1,500万円
	公営企業会計	381億5,300万円	—	408億5,400万円
うち 商工労働観光部	一般会計	1,720億6,100万円	212億8,300万円	1,711億1,200万円
	特別会計	4億8,300万円	—	2億9,800万円

#### 【令和4年度京都府一般会計の内訳】（単位：億円）



## 2 令和4年度 京都府5月補正予算の概要

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、昨今の国際情勢を踏まえた原油価格や物価の高騰により、社会経済情勢は予断を許さない状況であることから、緊急的な対策を実施する。

生産現場における省エネ・高効率化対策及び代替部品の共同開発などのハード支援と、省エネ診断士等の派遣を通じた省エネによる経営効率化等のソフト支援を一体的に実施するための予算を積み増しするとともに、エネルギーコストの上昇により商店街の街路灯やアーケード照明の運営維持費が上昇していることを踏まえ、商店街組織が行う商店街施設の省エネ化を図るための取組を緊急的に支援する。

### 【令和4年度京都府5月補正予算及び商工労働観光部予算の概要】

区分		予算
京都府	一般会計	13億8,900万円
	特別会計	—
	公営企業会計	—
うち 商工労働観光部	一般会計	1億2,000万円
	特別会計	—

### Ⅲ 令和4年度の商工労働観光部 重点施策概要

#### ○商工業関係

#### ◆中小企業金融支援費〈継続〉156,670,000千円

##### 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者等の経営の安定・強化を支援する。

##### 【主な事業内容】

当初3年間無利子・無担保・保証料ゼロとなる融資制度等に必要な金融機関への預託金及び利子補給

##### 【新型コロナウイルス関連融資制度】

融資名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金 セーフティネット4号	伴走支援型 経営改善 おうえん資金
	普通保証	セーフティネット 5号		
利率	年1.2%	年1.2%	年0.9%	年1.1%
限度額	有担保2億円 無担保8千万円	有担保2億円 無担保8千万円		6千万円
融資期間	10年以内 (据置2年以内)			10年以内 (据置5年以内)

融資名	中小企業再生支援資金	
	長期資金	短期フォローアップ資金
利率	取扱金融機関が定める所定利率	
限度額	2億円	8千万円
融資期間	10年以内(据置1年以内) 特に必要な場合20年以内	1年以内 (据置6ヶ月以内)

◆金融・経営一体型支援体制強化事業費〈継続〉445,000千円

【趣旨】

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化するとともに、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業等の事業継続を支援する。

【主な事業内容】

(1) 金融・経営一体型支援ネットワークの強化

厳しい経営環境にある中小企業の経営改革に向け、金融と経営が一体となった伴走支援体制を強化するため、金融機関と経営支援機関の橋渡しを行う特別経営指導員を増員するとともに、経営支援員の不足を補う専門家を派遣

(2) WITH コロナ・POST コロナチャレンジ補助金

金融と経営の一体型支援を推進する中小企業応援隊の支援ツールとして、中小企業の経営安定と成長をサポートする「ステップアップ枠」とコロナ禍でのビジネスモデル転換等を支援する「チャレンジ枠」により個々の企業の状況に応じたきめ細かい支援を実施

	ステップアップ枠		チャレンジ枠	
	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者
対象者	小規模 企業者等	中小 企業者	小規模 企業者等	中小 企業者
補助率	2 / 3	1 / 2	2 / 3	1 / 2
補助上限	20 万円	30 万円	60 万円	80 万円

◆**伝統産業新規展開促進事業費〈新規〉315,000千円**

【趣旨】

産地の新たな軸となる事業を確立し、産地の再構築を実現するため、需要開拓に向けた新商品開発や新たなビジネスモデルの構築、それに必要な設備投資等を行う伝統産業事業者を支援する。

【主な事業内容】

(1) **伝統産業事業者のグループが実施する新商品開発等への支援**

海外等への販路開拓やサブスクサービスなど、新しいビジネスモデル構築に取り組む伝統産業事業者のグループに対し、マーケットニーズに応じた新商品開発等を支援

【補助率3/4、上限5,000千円】

(2) **生産基盤の維持・拡充に必要な設備整備等への支援**

伝統産業事業者や産地組合が行う生産基盤の導入に向けた設備整備等を支援

新たな販路開拓のための 生産基盤の導入	補助率3/4 上限1,500万円
生産基盤の更新・改修	補助率1/3 上限250万円
道具類の購入	補助率1/3 上限250万円

※存続危惧工程（蒸水洗工程等）は、上限5,000千円

(3) **有償インターンシップや和装振興イベント等の実施**

伝統産業業界の後継者育成に向けた府内学生の有償インターンシップの実施に対する支援や、新たな製品デザインを募集するコンペ等を実施

◆**京都舞鶴港コンテナ物流機能確保事業費〈新規〉12,000千円**

【趣旨】

京都舞鶴港における既存航路の維持や新規航路の誘致を推し進め、基幹航路である韓国航路を核とした戦略的な物流網の構築を推進する。

【主な事業内容】

京都舞鶴港に寄港する船社に対し、寄港に要する経費を支援

補助対象	京都舞鶴港に寄港する船社
補助額	1寄港あたり10万円
補助上限	1社あたり年間500万円



◆商店街施設省エネ化緊急支援事業費〈新規〉 20,000千円

(令和4年度5月補正予算)

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、エネルギーコストの上昇により街路灯やアーケード照明の運営維持費が上昇していることを踏まえ、商店街組織が行う商店街施設の省エネ化を図るための取組を緊急的に支援する。

【主な事業内容】

商店街組織が行う商店街施設の省エネ化に対して助成

補助対象	商店街振興組合等の商店街組織
補助対象事業	商店街組織が設置するアーケードや看板、街路灯等の照明のLED化や太陽光発電装置の設置・更新等
補助率	1/2以内
補助上限額	100万円

◆原材料価格高騰対策等緊急支援事業費〈新規〉 111,000千円

(令和4年度5月補正予算)

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原材料価格の高騰や部材等の入手困難、輸出入の制限等の影響を踏まえ、生産現場における省エネ・高効率化対策及び代替部品の共同開発などのハード支援と、省エネ診断士等の派遣を通じた省エネによる経営効率化等のソフト支援を一体的・緊急的に実施する。

【主な事業内容】

(1) 中小企業緊急対応支援事業

生産現場等の省エネ対策や代替部品の共同開発等の取組に対して助成

補助対象	府内中小企業	府内中小企業グループ
補助対象事業	高効率熱源機や省電力加工機、高効率空調制御システムの導入等	サプライチェーンの寸断等に対応するための代替部品の共同開発やその製造装置の導入等
補助率	1/2以内	2/3以内
補助上限額	500万円	1000万円

(2) 省エネ経営支援体制強化事業

省エネ・高効率化に向けた設備投資を予定する府内事業者等に対して、省エネ診断士等の専門家を派遣し、省エネによる経営効率化を推進

## ○雇用対策・人材育成関係

### ◆子育てにやさしい職場づくり事業費〈継続〉 195,610千円

#### 【趣旨】

テレワーク、育休等、社会の変化を捉えて、子育てにやさしい職場環境づくりをさらに推進

#### 【主な事業内容】

##### ①企業の子育てにやさしい職場づくりに向けた伴走支援

企業支援経験の豊富なスーパーバイザーや中小企業応援隊等で構成する「子育て企業サポートチーム」による中小企業への伴走支援

##### ②子育てにやさしい職場づくりを「実施する」企業等への支援

(多様な働き方推進事業費補助金による助成)

補助対象者	個別企業	個別企業のグループ
補助対象事業	時間単位の年休制度の導入など、職場の環境改善に必要となる経費	従業員の休日の確保や通勤時間の短縮などに、複数の企業が共同で取り組む経費
補助率	中小企業 1/2以内※ 小規模企業 2/3以内	補助率 2/3以内
補助上限額	50万円※	100万円

※時間単位の年休制度を導入し、かつ年休取得率 10%UP を達成した場合については、補助率 2/3、上限 100 万円にかさ上げ

##### ③子育てにやさしい職場づくりに資する「サービスを提供する」企業等への支援

子連れコワーキングスペースやサテライトオフィスの設置・運営などのサービスを提供する府内企業等を支援

##### ④実践企業の拡大に向けた普及啓発

企業経営者の意識改革に向けたセミナー開催や、実践企業の横展開に向けて TV メディアや Web サイトを通じた優良事例を発信

##### ⑤働きやすい職場づくりに取り組む企業への支援

就労環境改善や従業員の奨学金返済を支援する企業への助成

##### ⑥地域雇用再生緊急対策事業費（生涯現役クリエイティブセンター事業）

様々な教育・職業訓練プログラム等の情報を一元化したキャリアアップの機会や e ラーニングの提供等により、育休からの復職を支援

◆学生就職応援事業費〈継続〉50,400千円

【趣旨】

新卒高校生・大学生の「徹底した就職機会の確保」と「早期離職防止・定着、速やかな再就職支援」を柱に、府内企業との出会いの場の創出と、教育現場と連携した定着・再就職支援の仕組みを構築する。

【主な事業内容】

(1) インターンシップの推進による学生の業界研究支援

- ・学生が京都の企業を知り職場体験するインターンシップを積極的に推進するため、府内企業との出会いの場となる「KYOTO 業界研究フェスタ」等を開催

(2) 未内定者の就職支援

- ・未内定の高校生・大学生向けの合同企業説明会を開催し、府内企業とのマッチングの場を提供
- ・カウンセリングや面接対策の実施等、就職に向けたきめ細やかな伴走支援を実施し、未内定者の就職を支援

(3) 就職支援協定締結大学と連携した学生の府内企業への就職促進

- ・低年次から卒業年次までの段階的なキャリア教育を通じて学生の視野を広げ、府内企業への就職を促進させるモデル事業を実施
- ・学内合同企業説明会や各種就活セミナーの実施など、就職支援協定締結大学と連携した学生の府内企業就職促進に向けた取組を推進

(4) 府内高校生の就職・定着等支援

- ・府内高校の進路指導教員及び保護者等を対象に府内企業をより深く知るためのセミナーを開催
- ・卒業生の実態調査を実施し、卒業生の早期離職防止・定着、再就職を支援

◆中小企業等外国人材受入緊急支援事業費〈新規〉56,000千円

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の水際対策として、入国後に要請される待機に係る費用など、追加費用を負担している中小企業や社会福祉法人等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受入に係る宿泊費の一部を助成する。

【主な事業内容】

外国人材の受入を行う中小企業等に対し、入国後の待機に要する経費を支援

補助対象	府内事業所において外国人材を雇用する中小企業者等
補助対象経費	入国後に要請される待機期間中の宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助上限	外国人材1人あたり56,250円（上限15泊）

◆地域雇用再生緊急対策事業費〈継続〉239,000千円

**【趣旨】**

産業施策と一体となって、企業の業種転換や多角化による雇用確保、求職者のキャリアチェンジやキャリアアップを伴う再就職等を支援することにより、成長分野等への労働移動を促進する。

**【主な事業内容】**

企業の成長分野進出と、DX等の人材育成を同時に支援し、双方をマッチングすることで、産業パラダイムシフトを推進する。

(1) 成長企業の育成

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化した企業等に対して、健康医療分野等への業種転換や、企業のDX化等を推進することで、新たな雇用を創出

(2) 人材の育成・確保

①求職者の再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した求職者等に対して、建設や福祉等の業界へのキャリアチェンジや、DX等の技術・知識の習得等を支援することで、再就職を促進

②在職者を対象とした学び直しの促進

「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、人生100年時代を輝き続けるために、働く人の新しい学びを応援し、生涯働き続けることができる人材を育成

## IV 商工労働観光行政施策（主要事項）

令和4年度当初予算（令和3年度2月補正予算を含む）

### ■ 商工業関係

#### 1. 中小企業金融支援費【継続】156,670,000千円（再掲）

新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等を資金面で支援するため、京都府及び京都市が金融機関と連携しながら、長期・固定金利による中小企業融資制度を通じて、中小企業者の経営の安定・強化を支援する。

#### 2. 新しい商店街づくり総合支援事業費【継続】110,000千円

商店街の多機能化、多様な人材の集積及びネットワークの拡大を進めることで、商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援する。

#### 3. 金融・経営一体型支援体制強化事業費【継続】445,000千円（再掲）

金融機関、経営支援団体が一体となって構築した府内地域毎の支援体制を強化するとともに、コロナ禍を乗り越えようとする中小企業等の事業継続を支援する。

#### 4. 中小企業事業継続・承継支援強化事業費【継続】55,000千円

府内中小企業の円滑な事業継続・事業承継を支援するため、後継者候補となる中核人材の確保等による第三者承継の支援、事業承継型M&Aに係る経費負担のための資金支援など、多様な事業承継パターンに対応した総合的な支援を実施する。

#### 5. 起業するなら京都・プロジェクト推進事業費【継続】132,322千円

スタートアップ創出から成長発展までステージに応じた支援を、国や京阪神で連携しながらオール京都で体系的に実施し、世界に伍するスタートアップの輩出を目指す。

#### 6. 「産学公の森」推進事業費【継続】434,800千円

人口減少、脱炭素、働き方改革をはじめとする様々な社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、多様なプレイヤーのコラボレーションを支援し、WITHコロナ・POSTコロナ時代の新たな成長産業を創生する。

#### 7. 次世代地域産業推進事業費【継続】50,000千円

iPS、AI、ロボット等、今後の経済成長に不可欠な最先端技術分野において、国の研究機関や大学、中小企業、ベンチャー等が参画する産学公連携プロジェクトを育成し、オープンイノベーションの更なる推進により、新産業の創出、府内経済の活性化を図る。

#### 8. 京都クロスメディアパーク整備事業費【継続】69,700千円

映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を図るため、産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、人材育成、国際ネットワークの形成等、府内に波及効果をもたらす事業を総合的に展開する。

#### 9. 北部産業活性化推進事業費【継続】104,683千円

北部産業創造センター及び丹後・知恵のものづくりパークを核に、北部地域における中小企業の技術の高度化やものづくり人材の育成、新分野展開に向けた取組等を支援する。

#### 10. 丹後・知恵のものづくりパーク機能強化事業費【継続】7,194千円

府北部地域におけるものづくり産業の支援を担う中核拠点として、「丹後・知恵のものづくりパーク」の機能を強化し、地域の課題である製造業の人材育成等を推進する。

#### 11. 匠の公共事業費【継続】17,300千円

「伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、和装・伝統産業の基盤づくりを積極的に推進する。

12. **次世代職人育成事業費【継続】56,844千円**  
 伝統産業の次世代を担う若手職人の育成を図るとともに、新分野展開等に取り組む意欲ある事業者を支援するため、商品開発から国内外の販路開拓までを伴走型で一貫支援する。
13. **伝統産業産地再構築事業費【継続】25,000千円**  
 コロナ禍を契機に、長年の課題であった産地の構造改革を推進するため、令和3年度に設置した「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」を核にして、西陣織・京友禅・丹後織物産地の3産地が連携し、新たなマーケット開拓と、産地を支える生産体制の再構築を図る。
14. **伝統産業新規展開促進事業費【新規】315,000千円**  
 産地の新たな軸となる事業を確立し、産地の再構築を実現するため、需要開拓に向けた新商品開発や新たなビジネスモデルの構築、それに必要な設備投資等を行う伝統産業事業者を支援する。
15. **京都産業立地促進事業費【継続】2,515,064千円**  
 「京都府企業立地促進条例（略称）」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、本補助制度を効果的に活用することにより、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を生かした産業の集積を図る。
16. **京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費【継続】1,123,542千円**  
 京都舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充、国際フェリー航路利用促進、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。
17. **「Kyoto Japan」海外戦略プロジェクト費【継続】52,888千円**  
 ジェトロ海外事務所や京都倶楽部等による海外ネットワークを確立し、京都海外ビジネスセンターを拠点に、海外販路開拓や外資誘致などを戦略的に推進する。
18. **京都舞鶴港コンテナ物流機能確保事業費【新規】12,000千円**  
 京都舞鶴港における既存航路の維持や新規航路の誘致を推し進め、基幹航路である韓国航路を核とした戦略的な物流網の構築を推進する。
19. **けいはんな「スマート京都」推進事業費【継続】306,305千円**  
 けいはんな学研都市において、スマートシティ・イノベーションシティの構築に向けた取組を展開する。

## ■ 雇用対策・人材育成関係

20. **子育てにやさしい職場づくり事業費【継続】195,610千円**  
 テレワーク、育休等、社会の変化を捉えて、子育てにやさしい職場環境づくりをさらに推進する。
21. **障害者雇用サポート強化事業費【継続】246,772千円**  
 共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援の推進に加え、企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を実施する。
22. **中小企業人材確保・多様な働き方推進事業費【継続】157,183千円**  
 離職者等の就業支援として、求人開拓・企業のニーズ調査のための企業訪問、マッチング機会の提供に加え、離職防止・雇用維持のための支援として、働きやすい職場づくりや従業員定着支援セミナー等を実施する。
23. **京都ジョブパーク推進費【継続】291,448千円**  
 京都ジョブパーク及び北京都ジョブパークにおいて、若年者をはじめ、就職氷河期世代の方、中高年齢者や女性、障害者等を対象に、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する。

24. **就職氷河期世代雇用支援総合対策事業費【継続】113,494千円**  
国の就職氷河期世代支援プログラムとも連携し、就職氷河期世代の方が希望に応じた就業ができるよう、きめ細やかな就業支援を実施する。
25. **学生就職応援事業費【継続】50,400千円**  
新卒高校生・大学生の「徹底した就職機会の確保」と「早期離職防止・定着、速やかな再就職支援」を柱に、府内企業との出会いの場の創出と、教育現場と連携した定着・再就職支援の仕組みを構築する。
26. **就労・奨学金返済一体型支援事業費【継続】34,000千円**  
中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援する。
27. **多様な働き方・テレワーク推進事業費【継続】67,900千円**  
テレワークの導入・定着をはじめ、誰もが働きやすい職場づくりの推進に取り組む府内中小企業を支援するため、京都経済センター内に設置する「京都府テレワーク推進センター」を拠点に、企業からの相談にワンストップで対応できる体制を整備し、就労環境整備を推進する。
28. **中小企業等外国人材受入緊急支援事業費【新規】56,000千円**  
新型コロナウイルス感染症の水際対策として、入国後に要請される待機に係る費用など、追加費用を負担している中小企業や社会福祉法人等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受入に係る宿泊費の一部を助成する。
29. **地域雇用再生緊急対策事業費【継続】239,000千円**  
産業施策と一体となって、企業の業種転換や多角化による雇用確保、求職者のキャリアチェンジやキャリアアップを伴う再就職等を支援することにより、成長分野等への労働移動を促進する。

## ■ 観光関係

30. **「もうひとつの京都」情報発信事業費【継続】10,478千円**  
東京をはじめ全国から観光客を「もうひとつの京都」へ呼び込むため、情報発信の強化、受入環境の整備を推進する。
31. **「もうひとつの京都」ブランド化推進事業費【継続】30,349千円**  
「もうひとつの京都」の魅力を国内外へ発信するとともに、国内外からの旅行者や地域住民が「もうひとつの京都」を体感できる環境整備を進める。
32. **京都・かぐや姫観光推進事業費【継続】172,101千円**  
世界的観光都市・京都市に近接し、多くの歴史・文化遺産、自然等の資源を有する乙訓エリアを「竹の里・乙訓」をテーマに、「京都・かぐや姫観光」を推進する。
33. **インバウンド対策事業費【継続】85,598千円**  
新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復に向けて、インターネット等オンラインによる手法を活用したプロモーションを実施する。
34. **「食の京都」推進事業費【継続】61,800千円**  
府域共通の観光資源でもある「食」を目的とした観光誘客を促進するため、「食の京都」をキーワードに地域のいちおし食材等を活用した地域の魅力向上・消費地での認知度向上を図る。
35. **文化観光推進事業費【継続】4,000千円**  
文化庁移転を契機に、これまで取り組んできた文化財を活用した観光誘客をさらに発展させ、京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光を推進する。

36. ミニMICE等誘致促進事業費【継続】4,000千円

学会等大規模なものだけでなく、会議や招聘旅行等小規模なMICE（ミニMICE）や、農家民宿等地域資源を活用した多様なMICEを京都府域へ誘致する。

37. きょうと魅力再発見旅全国展開事業費【新規】20,900,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ府内旅行業界の需要回復を図るため、感染状況を見極めつつ、旅行への割引支援等を実施する。

令和4年度5月補正予算

■ 商工業関係

38. 商店街施設省エネ化緊急支援事業費【新規】20,000千円（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、エネルギーコストの上昇により街路灯やアーケード照明の運営維持費が上昇していることを踏まえ、商店街組織が行う商店街施設の省エネ化を図るための取組を緊急的に支援する。

39. 原材料価格高騰対策等緊急支援事業費【一部新規】111,000千円（再掲）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原材料価格の高騰や部材等の入手困難、輸出入の制限等の影響を踏まえ、生産現場における省エネ・高効率化対策及び代替部品の共同開発などのハード支援と、省エネ診断士等の派遣を通じた省エネによる経営効率化等のソフト支援を一体的・緊急的に実施する。



## V 参考

### 1 商工労働観光部の所管条例

#### (1) 京都府中小企業応援条例の概要

<b>第1章 総則</b> （第1条～第3条）
<b>■ 目的</b> （第1条） 中小企業の果たす役割の重要に鑑み、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施し、中小企業の振興を図る。
<b>■ 中小企業の振興のための基本方針</b> （第2条） 中小企業の振興を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施 ① 中小企業の経営の安定、再生及び承継に関する施策 ② 中小企業の成長発展の促進に関する施策 ③ 中小企業の知的財産等の創造、保護及び活用に関する施策 ④ 中小企業を支える人材の育成・技術の継承等に関する施策
<b>■ 中小企業の状況に応じた総合的な支援</b> （第3条） 関係機関との連携し、中小企業が行う多様な取組に対して総合的な支援
<b>第2章 中小企業の経営の安定、再生及び承継</b> （第4条～第6条）
○ 融資をはじめとする経営基盤の強化等に関する支援（第4条） ○ 商工会等と連携した経営相談等の実施（第5条） ○ 経営の安定等のための取組に対する補助金の交付（第6条）
<b>第3章 中小企業の成長発展の促進</b>
<b>第1節 研究開発等事業計画の認定及び支援</b> （第7条～第12条） ○ 中小企業者が作成する研究開発等事業計画の認定等
◇ 対象者：中小企業等経営強化法に規定する中小企業者又は有限責任事業組合 ◇ 研究開発等事業：新たな技術の研究開発等に関する事業（具体的内容は規則で規定） ◇ 計画に掲げる事項：事業の目標、内容、実施期間、必要な資金の額及びその調達方法等 ◇ 認定の基準：新規性、実現性等を考慮し規則で規定
○ 認定研究開発等事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（10分の9軽減） ○ 不均一課税適用にあたっての取扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等） ○ 円滑な計画実施のための補助金、融資等の実施
<b>第2節 創業等の促進のための事業環境の整備等</b> （第13条） ○ 研究開発・実証等に必要施設の提供、販路開拓支援、起業教育の推進等の実施
<b>第4章 中小企業における知的財産等の活用等の促進</b> （第14条・第15条）
○ 知財の活用等促進、知財を活用した融資等の実施 ○ 知恵の経営の支援
<b>第5章 中小企業を支える人材の育成等</b> （第16条・第17条）
○ 人材の育成・確保、技術継承等のための支援の実施 ○ 表彰
<b>第6章 雑則</b> （第18条～第19条）
○ 財政上の措置 ○ 規則委任
<b>附 則</b>
○ 平成19年4月1日施行 ○ 第7条から第12条まで及び第15条の規定は、令和9年3月31日限りで失効 ○ 規定失効後の不均一課税の経過措置

## (2) 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の概要

<b>前文</b>
日本の伝統と文化を支え、世界に誇る府民の貴重な財産である伝統と文化のものづくり産業が、伝統的な技術等の保存や継承しながら、伝統を生かした生活文化を創造する産業として発展することが期待されていることから、府、事業者及び府民が力を合わせて伝統と文化のものづくり産業の振興を図るための基本理念を定めるとともに、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、関係市町村との連携を図りつつ、特に伝統と文化のものづくり産業の多くが集積する京都市と協調して、条例を制定する。
<b>第1章 総則（第1条～第5条）</b>
<b>■ 定義</b> 「伝統と文化のものづくり産業」とは、京都の伝統と文化にはぐくまれ、伝統的に使用されてきた素材、技術又は意匠を用いて伝統と文化を支えるものを作り出す産業
<b>■ 基本理念</b> 府、伝統と文化のものづくり産業にかかわる事業者及び府民が、それぞれの役割を果たしながら、次に掲げる取組を一体となって推進 (1) ひとづくり 伝統的な技術を継承。次代を担う人材育成 (2) ものづくり 時代に適合したものづくり (3) 環境づくり 伝統を生かした生活文化の創造。需要基盤の拡大
<b>■ 責務等</b>
<b>【府】</b> ○ 伝統と文化のものづくり産業振興施策の総合的な推進 ○ 産業の特性及び技術者の重要性を配慮 ○ 工芸品等の活用
<b>【事業者】</b> ○ 技術、人材等生産基盤の保持 ○ 伝統素材、技術、意匠を生かした新たなものづくり ○ 伝統を生かした生活文化の提案、普及。需要基盤の形成 ○ 消費者への情報提供
<b>【府民】</b> ○ 伝統と文化のものづくり産業に対する理解促進 ○ 工芸品などの日常生活への取り入れ
<b>第2章 基本的な施策（第6条～第16条）</b>
<b>【人づくり】</b> 技術保存・継承、次代を担う人材の育成のための施策の実施 <b>【ものづくり】</b> 伝統素材、技術又は意匠の新分野への活用等による新たなものづくりを推進するための施策の実施 <b>【環境づくり】</b> 府民が産業への理解を深め、伝統を活かした新たな生活文化を創造するための施策及び観光旅行者等が関心を高めるための施策の実施 《京もの指定工芸品及び京もの技術活用品》 伝統的な技術、技法等を用いて製造される工芸品等を指定 《京もの認定工芸士、京の名工及び表彰》 京もの指定工芸品の製造に従事し又は特に優れた技術を有し、一定の要件を備える者に称号の授与、及び伝統と文化のものづくり産業の振興及び発展に寄与した者を表彰 《伝統食品等》 伝統食品等に関して指定及び称号を授与 《補助金》 伝統と文化のものづくり産業の集積等による振興を図るための補助金の交付
<b>第3章 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会等（第17条・第18条）</b>
○ 京都府伝統と文化のものづくり産業振興審議会の設置 ○ 府民、事業者と一体となった推進組織の整備
<b>第4章 雑則（第19条）</b>
規則委任
<b>附 則</b>
平成17年10月18日施行

(3) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の概要

**第1章 総則**（第1条・第2条）

■ **目的**

府内において雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るため、市町村、関係機関等と連携しながら、税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施することにより、ものづくり産業等（①製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業②製造業に属する事業に類する事業（規則で定めるもの）及び③地域の特性を生かした産業）の集積を促進

■ **基本方針**

府の経済の特性、地域の特性等に応じた企業等の立地促進、労働者の多様な事業等に応じた就業環境の整備による安定した雇用及び障害者雇用の促進等について基本指針を定め、この条例に規定する施策を総合的に実施

**第2章 ものづくり産業等の集積を促進するための施策の推進**（第3条～第9条）

- ものづくり産業等集積促進地域の指定
- ものづくり産業等集積促進地域に立地するものづくり産業等に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）
- 不均一課税適用に当たっての取り扱い（軽減額の上限、他条例との重複禁止等）
- ものづくり産業等の集積を促進するための補助金、融資等の実施
- 特定業務施設等の府内への移転等の促進（特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（1／2軽減）

**第3章 特定産業の集積を促進するための施策の推進**（第10条～第11条）

- 特定産業集積促進計画の策定  
地域を特定して、一層の集積が必要と認めるものづくり産業等以外の産業の業種、その集積の促進及び振興を図るために実施する施策、効果等について知事が策定
- 特定産業の集積を促進するための補助金、融資等の実施

**第4章 雑則**（第12条）

- 規則委任

**附 則**

- 平成14年4月1日施行
- 令和9年3月31日限りで失効
- 不均一課税の経過措置

#### (4) 京都府若者の就職等の支援に関する条例の概要

### 第1章 総則（第1条～第6条）

#### ■ 目的

若者（15歳以上35歳未満の者をいう。）の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。

#### ■ 責務

府＝施策の総合的な策定・実施及び策定・実施に当たって関係者と連携・協働  
若者＝その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。  
事業主＝臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

#### ■ 実施方針

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

### 第2章 若者就職支援施策等

#### 第1節 若者の就職の支援施策（第7条）

- 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- 実施に当たっては、①関係者との連携・協働、②若者の状況に応じたものとする  
こと、③若者が社会生活・職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、基礎的な能力の開発・向上を図るために必要な支援を講じることに配慮する。

#### 第2節 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～第15条）

- 基礎的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※基礎的就職支援事業＝職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

- 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

#### 第3節 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第16条・第17条）

- 実践的就職支援事業を実施しようとする事業者の事業計画の認定等

※実践的就職支援事業＝職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

- 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減（2分の1）

#### 第4節 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条）

- 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等、職場環境に関する若者からの相談への対応
- 基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備等

#### 第5節 キャリア教育の推進に関する施策（第19条）

- 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- 労働に関する法令に関する知識の付与

### 第3章 京都府若者就職等支援審議会（第20条）

- 京都府若者就職等支援審議会の設置

### 第4章 雑則（第21条～第23条）

- 35歳に達する日の前日において現に就職支援を受けている者であって、35歳に達した日以後も引き続き支援を希望するものには、必要な支援を講じる。
- 財政上の措置
- 規則委任

### 附 則

平成27年7月28日施行

(5) 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例の概要

(健康福祉部と共管)

■ 目的(第1条)

国内外からの観光旅客の増加に伴い、安心・安全な宿泊施設の確保が課題となっていることに鑑み、法の趣旨を踏まえ、住宅宿泊事業の適切な実施の確保に必要な事項、住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策その他必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するとともに、観光旅客の宿泊に関する利便性を高めることでその来訪及び滞在を促進し、もって府民生活の安定向上及び府民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

■ 定義(第2条)

■ 届出住宅の届出番号等の公表(第3条)

■ 衛生措置の基準(第4条)

- 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。等

■ 宿泊者名簿に記載すべき事項等(第5条)

- 宿泊日、宿泊者の氏名、住所、職業及び年齢等を記載すること。

■ 住宅宿泊事業の実施の制限(第6条)

- 市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を規定

制限区域	制限期間
住居専用地域	観光客が集中する時期
学校等(幼保～高)周辺区域	授業等の実施期間

■ 住宅宿泊事業者の努力義務(第7条)

- 当該届出住宅の近隣に居住する者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該届出住宅が住宅宿泊事業の用に供するものであることについて説明すること。
- 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること。
- 対面又はこれと同等の効果を有するものとして規則で定める方法により、宿泊者の氏名、住所及び職業を確認すること。

■ 委託届出住宅についての特例(第8条)

■ 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策(第9条)

- 府は、届出住宅の宿泊者及びその近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けるものとする。

■ 住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する指導又は助言(第10条)

■ 適用除外(第11条)

- 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

■ 規則委任(第12条)

**附 則**

平成30年6月15日施行。(一部、平成30年3月15日施行。)

## 2 商工労働観光部所管の主な計画

### 京都府観光総合戦略

#### ①策定の趣旨

観光は極めて裾野の広い産業であり、大きな経済波及効果を持っている。本格的な人口減少時代を迎える中で、京都府全体、とりわけ人口減少に伴う経済の停滞・地域の衰退が懸念される府域（京都市以外の地域）の発展に観光が果たす大きな力に期待が寄せられている。

このため、観光を単に観光客を呼び込むための施策としてとらえるのではなく、本府の産業の土台を支える総合政策として進めるべく、観光関連産業を中心にしつつ、あらゆる産業が観光の視点を持って成長・発展していくための指針として策定した。

#### ②現状・課題

これまでの様々な取組の結果、民間の新規投資や地域主導のイベントの開催に結びつくなど、着実に観光地域づくりが進んでいる。一方で、府域の周遊促進が不十分であることや府域の観光消費額が低いこと、宿泊率が低いことなどにより、観光による経済波及効果が不十分であるなどの課題がある。

「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」、「竹の里・乙訓」のテーマごとにエリアを設定し、京都のブランド力を活かしながら、地域の資源を磨き上げ、地域が一体となって観光地域づくりを推進しているところ。このような「もうひとつの京都」の取組を持続的な地域づくりの取組として、地域ブランドを確立・定着させることが必要。

#### ③取組方針

- ・ 「京都観光交流圏」における周遊・滞在型観光の促進
- ・ 「もうひとつの京都」各エリアの戦略拠点形成と快適な周遊環境の実現
- ・ 地域の豊富な資源を活かした体験型観光の拡大
- ・ 観光関連産業の人材確保・育成と生産性の向上
- ・ 有形・無形の文化財や生活文化の観光活用
- ・ MICEや観光を契機とした、ものづくり産業、農林水産業、スポーツ等の産業・地域振興とビジネス需要の創出
- ・ ニーズに応じた多様な宿泊施設の整備
- ・ マーケティングに基づく観光戦略の立案 など

## 府民躍動 雇用応援★夢プラン

### ①策定の趣旨

現下の新型コロナウイルス感染症による雇用への影響や少子高齢化による人手不足等の状況も踏まえた、働くことを希望する全ての方々の人材育成や就業支援、さらには企業の人材確保・定着等を応援する総合的かつ体系的な雇用対策の基本方向を定めるもの。

### ②現状・課題

- ・少子高齢化や人口減少に伴う労働力の確保
- ・高校生や大学生をはじめとする若者の府内就職率の向上
- ・女性、障害者をはじめとするダイバーシティな就労環境の整備促進
- ・新しい生活様式に対応したテレワーク環境の整備促進
- ・自らが希望する働き方や労働時間を実現できる就労環境の整備
- ・社会全体のDXの加速化に対応できるデジタル人材（DX人材）の育成・確保等
- ・生涯にわたって活躍し、社会に貢献できる学び直しの機会提供

### ③取組方針

- 1 雇用の安定・確保について
  - (1)雇用の確保・就業の支援による労働の需給バランスが整った環境づくりの推進
  - (2)高校・大学等の教育機関と京都の中小企業を繋ぐネットワーク機能の強化
  - (3)女性、障害者をはじめとするインクルーシブなダイバーシティ環境の整備・促進
- 2 企業の人材確保と誰もが働きやすい職場環境の整備について
  - (1)人手不足対策の強化
  - (2)「新しい働き方」による雇用創出と働き方改革の推進
  - (3)「子育て環境日本一」に向けた職場づくりと連携した「誰もが働きやすい職場づくり」の推進
- 3 京都産業を支える人材の育成について
  - (1)デジタル社会に対応した人材育成・能力開発の推進
  - (2)人生100年時代における生涯現役活躍に向けた支援（リカレント教育等）の強化
  - (3)次世代を見据えた職業能力の開発・技能の振興

## WITH コロナ・POST コロナ社会における産業戦略

### ①策定の趣旨

POST コロナ社会においては、よりリスクに強く持続性の高い産業へと飛躍を遂げるべきである、との京都産業の目指すべき方向が危機克服会議の議論で示されたことから、POST コロナ社会での新たな産業社会を目指した施策の方向性をまとめた。

### ②分野別産業戦略の概要

京都産業が構造的な課題を解決し、変化への対応に優れた持続性が高い産業へと変貌するための道筋となる戦略を、分野毎にとりまとめた。〈一部抜粋・要約〉

#### (1) 商店街・小売業分野

顧客と「顔」の見える関係を築くことで発展してきた商店街・小売業は、コロナ禍においても、その強みを活かした持続的な発展の可能性も見えていることから、地域コミュニティの核として、安心・安全な「居場所」、地域住民の「交流の場」、高齢者や子供の「見守り」など、地域を担う商店街の多機能化などを進める。

#### (2) ものづくり産業分野

安心安全な社内環境、生産性向上、サプライチェーンや市場の柔軟な変化への対応等を同時達成するためのデジタルトランスフォーメーションの推進、サプライチェーンの補完や新規事業創出のための分野横断のグループ形成、コロナを機に強まる社会課題の解決に対応できるものづくり産業の育成等を進める。

#### (3) 伝統産業分野

ダイナミズムに満ちたシステムをグローバルな社会で再構築し、和の文化が持つ普遍性を活かしたものづくりにより、POST コロナ社会で求められる高い文化力によるものづくりや愛用と呼ばれる持続性の高いものづくりを実現し、価値観やライフスタイルの変化に対応した生活文化提案型産業へと再生する。

#### (4) 観光産業分野

京都にある多様な地域資源を活用することによって新たな観光の価値（魅力）を創出し、地域経済の発展に結びつけるとともに、「地域」「住民」「観光客」のニーズに対応しつつ、環境に配慮し、経済や社会全体の発展につながる「持続可能な観光」を目指す。

#### (5) 食関連産業分野

フードテックやICT技術などの発展により新たなビジネス環境が整いつつある中で、京都の強みである和食文化を基盤に、消費動向の変化と新しい生活様式に対応できる産業構造を構築していく。